


2023年2月5日（日）  
東京学芸大学 文部科学省委託  
高等学校における日本語指導体制整備事業2022フォーラム

# 高等学校における外国人生徒等教育のための 体制・仕組みづくり

—「特別の教育課程」による日本語指導の実施に向けて—

## 令和4年度 事業報告



# I 令和4年度事業報告

本事業企画開発会議  
齋藤ひろみ(東京学芸大学)

# 0 2021年度調査より (手引案 p.7-8)

- 指導・支援の充実には、外国人生徒等の実態について信頼できる情報を得ることがまずもって必要である。
- 入学者選抜の特別定員枠利用者、外国籍生徒以外の多様な言語文化背景をもつ生徒への指導・支援も視野に入れた取り組みが求められる。
- 従来の枠組みの対応可能な者による取り組みから、外国人生徒等教育のために人的な配置も含めた学校の組織的な体制を整備する必要がある。
- 将来の社会参画をイメージした修学を支援するための履修指導やキャリア教育・進路指導のさらなる充実が求められる。
- 日本語指導・教科学習支援の内容・方法・カリキュラム、評価の質的な充実と、指導・支援関係者間の情報交換や学校が組織的に取り組むための仕組みが必要である。
- 地域・外部団体との連携の必要性に関する認識を行動化するには情報提供やネットワーク化を進めるための人材・仕組み・機会をつくる必要がある。

# I 2022年度調査

## 視察

島根県立宍道高等学校 2022年8月24日

三重県立飯野高等学校 2022年9月8日

## ヒアリング(訪問)

東京都教育委員会 2022年9月5日

東京都立練馬高等学校 2022年12月6日

私立啓明学園高等学校 2023年1月23日

NPO法人みんなのおうち 2022年10月25日

NPO法人フィリピンナガイサ 2022年11月9日

## いわゆる「先輩」へのインタビュー

2名 2022年11

## 研究会・研修会(個人ベース)

- ・外国につながる子どもたちへの支援を考える研修会(新潟県多文化子どもネット・新潟県交際交流協会) 8月
- ・パネルディスカッション「日本語の社会に生きる言語マイノリティ」(日本語学会) 10月
- ・教職員研修支援機構(NITS)研修高等学校コース 10月
- ・日本語を第2言語とする生徒の学習指導に関する教員研修・研究協議会(東京都公立高等学校定時制通信制教育研究会) 11・12月
- ・公益財団法人日立財団主催多文化共生社会の構築フォーラム「外国につながるのがある高校生たちの「活躍する力」を拓く～教育の実態が問いかける支援のあり方～」(12月) 他

## 2 情報交換会の実施

### 第1回情報交換会 6月19日

神奈川県立座間総合高等学校

佐屋麻利子先生

東京都立一橋高等学校

小川郁子先生

坂本めぐみ先生

NPO法人多文化共生教育ネット

ワークかながわ

武一美先生

志村ゆかり先生(一橋大学)

### 第2回情報交換会 10月9日

私立敬和学園高等学校(新潟県)

臼杵由美子先生

大阪府立わかば高等学校

甲田奈津美先生

森山玲子先生

兵庫県立加古川南高等学校

加藤恵美子先生

### 3 『手引』『ガイドライン』作成の趣旨

令和5年4月～「特別の教育課程」による日本語指導の制度化

高等学校における外国人生徒等の課題を踏まえて

中央教育審議会答申（令和3年1月）

高等学校における日本語指導の在り方に関する検討会議

「高等学校における日本語指導の制度化及び充実方針」

（令和3年9月）

文部科学省の調査結果及び本事業の調査結果

受け入れ体制づくりの重要な視点を示すために

# 高等学校における外国人生徒等教育 5つの課題

- 1 外国人生徒の学習の機会の保障
- 2 計画的組織的な指導・支援による日本語指導の質的改善
- 3 外国人生徒等の修了後の社会参画・キャリア支援の充実
- 4 多文化共生の実現に向けた市民性の育成への取り組み
- 5 担当者の専門性の向上と地域における支援ネットワークの形成

➡ 『手引』における外国人生徒等教育・日本語指導の基本的な考え方

(手引 p.9-10)

# Ⅱ 「手引」・「ガイドライン（案）」 概要

本事業企画開発会議

齋藤ひろみ（東京学芸大学）  
見世千賀子（東京学芸大学）  
南浦涼介（東京学芸大学）  
大村龍太郎（東京学芸大学）  
小西円（東京学芸大学）  
海老原周子（一般社団法人kuriya）  
小島祥美（東京外国語大学）  
角田仁（東京都立町田高等学校）  
吉田美穂（弘前大学）



# 『手引』(案)

高等学校における

外国人生徒等教育・日本語指導の  
制度・仕組みづくり

企画開発会議 見世千賀子

# 外国人児童生徒教育・日本語指導の 基本的な考え方

## Ⅰ 外国人生徒の学習の機会の保障

- 国籍や制度によって教育から排除され、学習する権利が奪われるようなことがないよう努め、全ての生徒に教育を受ける権利を保障するために、外国人生徒教育・日本語指導の体制整備を推進する必要
- 教育課程の制度上の独自性、地域の社会的状況に目を配り、各学校に適した仕組みを構築し、多様性と包摂性を実現

## 2 計画的組織的な指導・支援による 日本語指導の質的改善

- 日本語指導及び教科学習支援を、高等学校の様々な教育活動・学習体験と関連付け、生徒の置かれている状況に応じて、問題の解決や課題の達成により自己実現するための力を育む教育。
- そのために、生徒一人ひとりの実態の把握を適正に行い、個々のニーズに応じて指導計画を設計し実施。定期的に学習評価を実施し、計画、実践、評価、改善を重ねながら実施する仕組みとして提案。
- 日本語指導においては、言語知識・スキルにのみに意識が向けられることなく、また近視眼的な就職や進路の選択支援に終わることなく、文化的多様性を発揮しつつ日本語を使って自身の道を切り開く若者の教育として具現化されることが必要。

### 3 外国人生徒等の修了後の社会参画・ キャリア支援の充実

- 高等学校の出口である進学・就職は、生徒にとっては社会参画のスタート
- 生徒のキャリア形成を念頭に地域の社会・産業構造、就業・進学の仕事組みなどの具体的な学習とともに、社会的存在として自己認識を形成する教育

## 4 多文化共生の実現に向けた 市民性の育成への取り組み

- 民主的で人々の尊厳が保たれるよりよい社会をつくるために
- 共生社会の一員として、日本人生徒や地域の市民と共に、文化的特性を相互に尊重し合う態度を育成
- 社会を批判的に読み解きよりよい社会を切り拓く担い手となるために市民性を育成

# 5 担当者の専門性の向上と地域における 支援ネットワークの形成

- 担当する教員・支援者の専門性と教職員全体の課題の改善の必要性に関する認識の形成を図る
- 生徒を取り巻く、指導者・支援者・学校組織、地域支援者、地域社会との関係を構築し、生徒にとっての社会的関係資本として機能するような、教育コミュニティの形成を目指す

各章のポイント

# (第2章) 日本語指導の制度化 「特別の教育課程」としての実施

1. 「特別の教育課程」として実施する日本語の指導を教育課程に加えることができる、又はその一部に替えることができる。
2. 修得単位数は21単位を超えない範囲で、卒業までに履修させる単位数(74単位)に含めることができる。
3. 「個別の指導計画」に従い実施し、目標から見て満足できると認められる場合、単位を修得したことを認定しなければならない。



# 「特別の教育課程」導入された意義

- 日本語の面で特別なニーズを抱える生徒に対し、不利益を被らないように、個別に必要な対応が制度的に行える。
- すでに教育課程外で行われてきた生徒の日本語学習や教師の日本語補習への努力が、正規の教育課程としてまた単位として認められ、指導要録にも記載できる。
- 生徒の状況に合わせて、学校設定教科・科目と組み合わせ、特別の教育課程を編成することで、より高い教育効果が期待できる。

# 「特別の教育課程」による 日本語指導の指導体制づくりのポイント

## 「日本語指導コーディネーター」の配置

- 在籍校の教員が「日本語指導コーディネーター」を担当
  - 個別の指導計画等の作成
  - 保護者や他の機関と連携
  - 全体の指導体制を把握、実施

# (第3章)教育委員会による 外国人生徒等の受け入れ体制の整備

- 外国人生徒等教育の方針の決定と施策の立案
- 外国人生徒等の在籍状況や各学校における指導実態の把握
- 受け入れ体制の整備と教育・支援の仕組みづくり
- 地域の関連諸団体・組織との教育・支援ネットワーク化の推進
- 教育・支援人材の養成・研修

➡ 都道府県等の事例から  
地域の実情に応じた体制づくりのヒントを!

# 東京都の例ー担当教員の配置

- 特別枠のある高校 8 校には、担当教員の加配が行われている。
- また、特別定員枠のある高校や日本語指導が必要な生徒が多数在籍する定時制高校では、教育課程に位置付けられた日本語の授業(学校設定科目等)や教科学習における個別対応、習熟度別授業が行われており、対応する人的措置が取られている。

(手引案p.21)

# 神奈川県例—県教委による 多文化教育コーディネーター派遣事業

- 神奈川県教育委員会は、NPO 法人と協働して、日本語指導が必要な生徒が多く在籍する高校に「多文化教育コーディネーター」を派遣する事業を行っている。
- この事業の対象校からは、年に2回、担当教員と管理職、「多文化教育コーディネーター」が、事業説明会や中間報告会に集まり、事業内容を確認するとともに情報交換を行っている。
- 他校での実践を知ったり、共通の課題について協議したりすることで、各校での取り組みが推進されている。

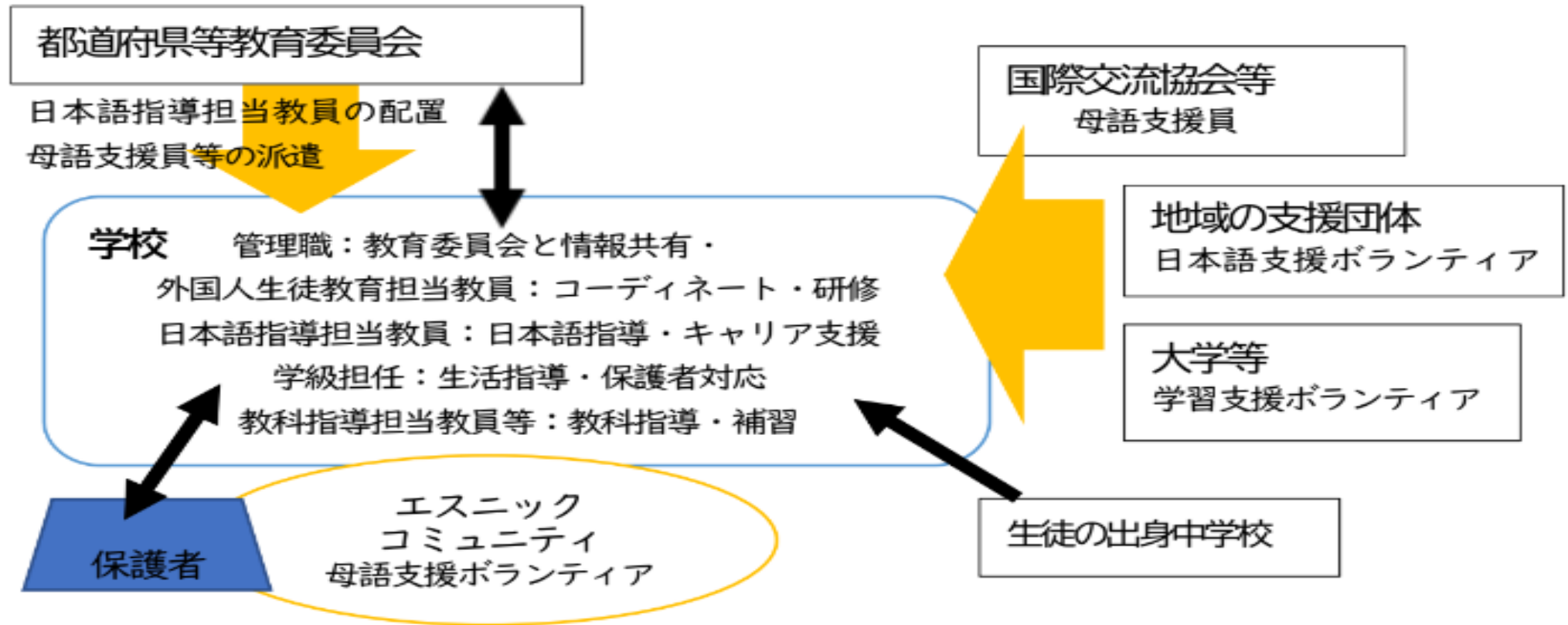
(手引案p.22)

# 青森県の例ー県教育委員会の AOMORI 多文化共生推進事業

- 青森県教育委員会は、県立高校に日本語指導が必要な生徒が進学するケースが増えてきたことから、弘前大学教育学部に拠点を置く「NPO 法人ひろだい多文化リソースルーム」と連携して、令和4年度から AOMORI 多文化共生推進事業を開始。
- この事業では、日本語指導が必要な生徒が入学した高校を対象に、多文化共生や日本語指導を専門とする大学教員等を「多文化スーパーバイザー」として、また、地域の人材を日本語支援員や母語支援員として派遣。保護者や入学直後の生徒への通訳費用も同事業で対応。

(手引案p.22)

# (第4章) 学校における受け入れ体制づくり (第5章) 日本語指導・教科学習支援の仕組みづくり



教職員等がチームとなって  
活動を!

(黒い矢印：生徒に関する情報の動き、太い矢印：人材の派遣)

(手引案p.28)

# 日本語指導・支援の形態

実施形態	実施場所	指導内容	実施の時間	支援の方法	他の呼び方の例
一斉指導	在籍学級	教科・通常の授業	教育課程内	やさしく言い換え、視覚化等	
入り込み指導	在籍学級	教科・通常の授業	教育課程内	隣で個別支援 母語訳・やさしく言い換え等、ヒントカード提示等	IT指導
取り出し指導	別室	教科・対象生徒向けに調整	教育課程内	活動の工夫、やさしい日本語で、視覚化	個別指導、選択指導、抽出指導
	別室	日本語・対象生徒向けに設計	教育課程内	内容構成・学習活動の工夫、適した教材の利用	
補習指導	別室	対象生徒向けに設計	教育課程外	内容構成・学習活動の工夫、	補充学習
家庭学習	課程	対象生徒向けに準備	教育課程外	自学可能な教材を提供、自立的に学ぶための学習方法の提示	自学自習

教科指導

特別の  
教育課程

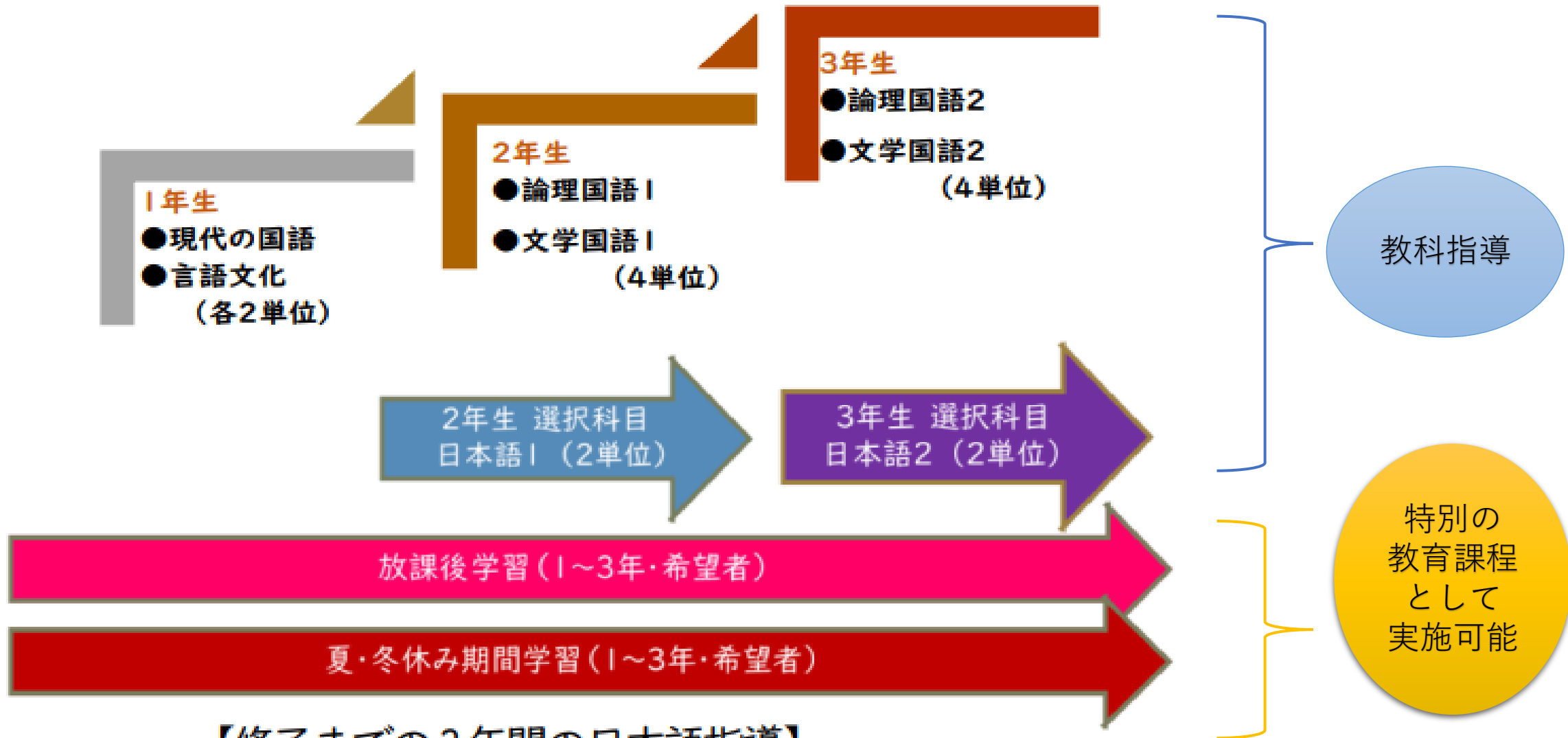


# 指導・支援開始までー入学時・始めが重要

①生徒の実態把握	<ul style="list-style-type: none"><li>・入学前には入学者選抜時や入学者説明会での様子</li><li>・中学校からの引き継ぎ、入学者選抜試験の結果（得点等）</li><li>・入学後の面接による聞き取りや日本語能力の測定の結果</li><li>・学級担任、教科担当教員の学級での様子や授業中の様子</li></ul> 以上の資料をもとに、学校として日本語指導、教科学習支援、文化面での配慮が必要かどうかを判断する。
②本人・保護者の意向確認	本人及び保護者と面談を実施し、学校の見立てを伝えつつ、指導・支援、文化的宗教的側面への配慮を希望するかを聞き取る。
③指導内容、「特別の教育課程」の検討	①にもとづき、日本語指導、教科学習支援（取り出し指導、入り込み支援）、文化的側面への配慮に関し、その内容を具体的に検討する。また、日本語指導を特別の教育課程として実施するかどうかを決定する。
④指導・支援者と実施形態の決定	③で検討した指導・支援を行うために、人的配置を行う（都道府県等に講師の配置等の人的対応を申請、地域の支援団体等に支援員派遣やボランティア紹介を依頼）。さらに、人の配置に応じて、指導の形態と時間数を決定する。修了までの履修計画を立てる。
⑤指導計画の設計・開始	指導内容・形態、時間数（単位数）に応じて指導計画を立て、指導・支援を開始する。「特別の教育課程」として実施する場合は個別の指導計画を作成する。

（手引案p.30）

# 日本語指導の実践例（私立敬和学園高等学校）



# (第6章) 学校生活・社会生活の支援

- 文化的相違への配慮
  - －多文化的な学校づくり
- 居場所づくり
  - －外国人生徒等が日本の学校で円滑に生活するためには、居場所 づくりや生徒同士の横のつながりをつくる等の活動を意図的に行うことが必要

# 事例：多言語交流の部活動

## 「ワンワールド（多言語交流部）」の取組み

- 外国につながる生徒と日本人の生徒、大学の留学生とが協力して、毎週の交流活動、文化祭での発表等に取り組む。
- 高校、大学、NPO の3者が連携してプロジェクトをすすめ、ワークショップなどの体験活動を通して多文化共生の交流活動を実践。
- 外国につながる生徒にとって、孤立しがちな学校生活のなかで、同じ母語を持つ生徒、英語を話す生徒が交流し、居場所として機能。
- 日本人の生徒にとって、外国につながる生徒の母語や母文化にふれ、多様な言語や英語を学ぶ機会。
- 多様な背景のある生徒たち協力し合い、部活動を通じたチームづくりの取組みは、学校内で多文化共生を体験し、将来への展望を実感できる貴重な機会。

# (第6章) 学校生活・社会生活の支援

- 支援が必要なケース
  - ① 家庭状況に支援が必要
  - ② 経済的支援が必要
  - ③ 病気や障害のある生徒
  - ④ 長期欠席や不登校の生徒
- 保護者との連携・協力
- 地域の福祉・医療等サービスへの接続
  - － 情報収集・ネットワーク

## (第7章) 進路指導・キャリア支援

- 複数の文化的・社会的経験や複数の言語の能力を身に付けている生徒もいることから、生徒の持っている潜在的な能力を活かし、育てることができるようなキャリア教育が求められる

# 在留資格などに関する校内研修会の開催 —東京都立練馬工業高等学校の例

研修名：多文化共生・人権教育研修

実施頻度：毎月1回 水曜日

研修内容：弁護士・行政書士による「国籍、在留資格、就業」に関する講義

各回の研修内容例：

- ・なぜ在留資格の知識が必要か？
- ・家族滞在と就職～高卒で就職する場合～
- ・永住、国籍と進路
- ・高校生が必要な手続き（更新、在留資格、資格外活動許可、再入校許可）

成果：参加教員から、法的問題に関する専門性をもつ助言者の必要性や学校教員として在留資格に関する問題への対処に関するコメントなどがあり、問題の所在の明確化、関連情報の獲得、当事者としての解決方略の検討が見られた。

（手引案p.27）



外国籍生徒の  
在留資格



将来に大きく  
関係する

# (第8章) 地域・NPO・専門家などとの連携

- 支援団体 (地域ボランティア、NPO団体)
  - ・静岡県立浜名高校とNPO 法人フィリピンナガイサ
  - ・滋賀県立大津青陵高校馬場分校とJICA等との連携
- 自治体関連機関
  - ・NPO法人可児市国際交流協会の取組み
- 専門家 (弁護士、行政書士、大学関係者等) からの協力
- 社会参加の場の確保 (地域社会の活動への参加、企業との連携)
  - ・岐阜県立八百津高校と地域社会との連携

地域のリソースを活かした多様な取組みを参考に

(手引案p.50-51)



# 『ガイドライン』

日本語指導・教科学習支援等の  
内容・方法とその具体的アイデア

企画開発会議 齋藤ひろみ・南浦涼介

# 第2・3章 日本語指導の内容と方法

## ・プログラム

### 1 日本語指導の課題の再設定

#### 「日本語を学ぶことの意味」

- 1) 学校・社会生活への適応とコミュニケーションのための日本語の力の育成  
周囲とのコミュニケーションをとり、異文化を理解し適応するための日本語の力を育む。
- 2) 学習に参加し思考するための日本語の力の育成  
教科等の習得・活用・探究の過程に参加し、問題を解決して自分の考えを形成し、新たな価値や意味を創造するための日本語の力を育む。
- 3) 自己実現とアイデンティティの形成を支える日本語の力の育成  
自己の在り方や社会的役割を考えて主体的に進路選択をすることを支えることばの力を育む。日本語のみならず母語も併せたことばの力を、社会的文脈やキャリア形成の過程で発揮できる力を発達させる。 (ガイドライン案 P.6)

# 日本語の指導計画の作成手続

生徒の実態 → 個に応じた目標設定と指導内容・方法の決定

- 1) 生徒の実態（日本語・母語、主な教科の学習経験と学力、関心等）を把握する。
- 2) 日本語指導の時間、担当者を決定する。
- 3) 日本語指導の目標を設定する。— 修了時の目標及び各学年の目標
- 4) 指導内容と方法を決定し、プログラム化する。
- 5) 学習評価の実施時期を決定する。

（ガイドライン案 p.6）

## 2 日本語の力の把握

目的によって評価対象・実施時期、方法を決定 → よりよい指導へ

何のために評価を行うかによって、実施方法を選択して行う必要がありますが、その方法には筆記テストによる測定、パフォーマンス課題による評価、日常の学習状況の観察やポートフォリオ評価による把握があります。

その結果を日本語教育の参照枠などに照らして、日本語指導が必要かどうか、どのように継続するかを判断することになります。  
(ガイドライン案 p.7-8)

目的	時期	方法 (例)
指導計画／学習計画を立てるために (診断的評価)	入学直後、各年度の始め	これからの学習内容に関する筆記試験 面接・作文等による評価 標準化された日本語能力試験 習熟度を見るための測定ツール
指導計画／学習計画を調整するために (形成的評価)	随時、各時間、ユニット・単位ごとに	授業中の観察による評価 ポートフォリオによる評価 (授業の成果物・学習内容に関する小テスト・パフォーマンス)
指導／学習成果を見るために (総括的評価)	学期の中間に、学期末・年度末に	学習した内容に関する筆記試験 パフォーマンス課題による評価 ポートフォリオによる評価

ガイドライン案の  
訂正 p. 8~9  
誤：川上育雄  
正：川上郁雄

# 日本語指導の対象生徒のイメージ

日常生活の会話の力のみならず、教科学習に参加するための日本語の力を育む必要がある生徒

## 日本語指導が必要な生徒 3つのタイプ

タイプA: 日本国内では中学校の教育を受けた経験がない・あるいはほとんどない生徒や、海外から直接入学・編入してきた留学生タイプの生徒である。民族学校やインターナショナルスクールなどから高等学校に進学しているケースを含む。

タイプB: 来日して3年程度で、日常の生活では支障のない程度の日本語の力を有するただし、教科等の学習への参加にはまだ十分な日本語の力は獲得できていたため、教科の学習では内容が理解できないことが多い

タイプC: 日本生まれ育ち、あるいは来日して4年以上という生徒で、日常生活では日本語ネイティブの生徒と変わらないコミュニケーションができる。しかし、教科等の内容の理解は難しく文章の読み書きに困難がある生徒。

(手引案 p.32、ガイドライン案 p.4)

### 3 日本語の学習目標の設定

- コミュニケーション、学習参加、自己実現のための日本語の目標
- 各学年の習得・発達をイメージして目標を構造化

	全体の目標	3側面の日本語の目標		
		生活適応とコミュニケーションのための日本語	学習参加し思考するための日本語	自己実現とアイデンティティ形成を支える日本語
3年（修了時）				
2年				
1年				

#### <1年時の3側面の目標の例> (ガイドライン案 p.12)

生活適応とコミュニケーションのための日本語	趣味や嗜好、身近な出来事について社交的なやりとりができ、わからないことや困った場合には、日本語で質問や要求したり、支援の依頼をしたりして問題解決のために行動することができる。
学習参加し思考するための日本語	教科の用語について母語で調べたり、教員や支援者によるやさしい日本語での説明を受け、学習経験のある教科については日本語で理解し、質問をしたり質問に答えたりすることができる。学習経験のない教科については母語での支援を得て理解したことを、日本語に結び付けて学ぶことができる。
自己実現とアイデンティティ形成を支える日本語	自身の文化や行動様式と日本のそれとの違いについて、日本語の学習や友人との交流を通して学び、感じた違和感や疑問を伝えるとともに相互が理解できるように行動することができる。

## 4 日本語の指導計画 — プログラム化とその組み合わせ

目標 → 指導内容・方法の決定 → プログラム化・・・4タイプを提案

複数のプログラムの配置により日本語指導計画を作成

### プログラムA 「生活のための日本語」

来日後の日本での学校・社会生活を送るために必要な基本的な日本語の語彙・表現を学ぶプログラムです。日本語を使って困難や問題を解決するために行動できるようになることを目標とします。

### プログラムB 「日本語基礎」

日本語の基礎的な構造・意味・機能を理解し、生徒の生活場面や学習場面で運用できるようになることをねらいとします。日本語基礎は日本語の学習経験がない生徒を対象とし、順にⅠ→Ⅱ→Ⅲと積み上げて学ぶように計画されています。

### プログラムC 「技能別日本語」

まとまりのある内容の文章・談話を聞いたり、話したりする力、そして、読んだり書いたりする力、を高めるプログラムです。タスク(課題)を設定し、そのタスクを遂行するプロセスで、学習した日本語の基礎的な構造・意味・機能に関する知識を活性化し運用することを促します。

### プログラムD 「日本語プロジェクト」

外国人生徒が共生社会の一員として自己を実現し、よりよい社会をつくるために、実際に問題・課題を解決する活動(プロジェクト)を通して、思考し、判断し、表現するためのことばの力を高めることをねらいとします。

(ガイドライン案 p.7-8)

# プログラムの組み合わせ方のイメージ

タイプA：来日間もない生徒

	1年	2年	3年	4年
プログラムA「生活のための日本語」	→			
プログラムB「日本語基礎」	→	→	→	
プログラムC「技能別日本語」		→	→	→
プログラムD「日本語プロジェクト」		→	→	→

タイプB：滞日歴が3年程度の生徒

	1年	2年	3年	4年
プログラムA「生活のための日本語」				
プログラムB「日本語基礎」	→	→	→	
プログラムC「技能別日本語」	→	→	→	
プログラムD「日本語プロジェクト」	→	→	→	→

学習者日本語の目標に応じて  
プログラムの選択

組み合わせ

実施時期の決定

教科等の学習に関連付けて実施

タイプC：日本生まれ、滞日歴が長い生徒

	1年	2年	3年	4年
プログラムA「生活のための日本語」				
プログラムB「日本語基礎」	→	→	→	→
プログラムC「技能別日本語」	→	→	→	→
プログラムD「日本語プロジェクト」	→	→	→	→



# プログラムD 学習指導案例

ユニット : 5~6時間 授業時間数に応じ、ユニット単位で選択し、組み合わせて実施

テーマ : 「健康」「家族」「マネー」「キャリア」「多文化」  
 「秩序と規範」「熱中していること」「成人」  
 「地域への参加」

目標 : テーマに関して生徒が直面しているであろう問題の  
 解決を目標として設定

活動 : 複数のタスクで構成。4技能の総合的な言語活動。



## 学習指導案例 テーマ: キャリア (ガイドライン案 p.20-25 一部修正)

目標	①サプライチェーンに関する語彙・表現を知り、身近な商品が手に入る過程を調べ、自身の生活と商品流通の関係を理解することができる。 ②丁寧な依頼や質問の表現を使用して身近な社会人(①に関わる)にインタビューし、職種による仕事の内容の違いを知るとともに、職業観をもつことができる。
対象生徒の日本語	日本語の基礎的な学習を終えていて、日常会話ができる
課題・問題	関心のある仕事について詳しく知らないため就業先について判断できずにいる。
指導時期	各高校の進路指導時期にあわせて
時間	50分×5単位時間

# 第4章 教科学習支援（作成中）

## 教科学習支援の方法

対象生徒の実態に合わせて、また、学校内の指導体制に応じて選択・実施

### ①日本語で教科学習に参加する力を育む

…「特別の教育課程」／学校設定科目での指導／（取り出し習熟度別教科指導）

1) 教科概念・知識の用語・語彙の指導 ⇒ 在籍学級で通常の教科指導

2) 内容（教科等）と日本語の統合型の授業を実施

（文部科学省「学校教育におけるJSLカリキュラム」小中学校編に相当）

ア：単独教科に関して、統合型の授業を実施

イ：教科を横断する「テーマ」を設定し、内容と日本語の統合型授業を実施

### ②教科の習熟度別の授業として実施…取り出しの教科指導

### ③通常の授業で日本語指導が必要な生徒へ支援／学び合い

…在籍学級での教科指導／学校設定科目での指導

# 教科学習支援 R4年度の例

(情報交換会・視察から)

注: 1年生は新カリ、2・3年生は旧カリの科目

指導方法	①1) 学校設定科目での指導	② 教科の取り出し指導	①2)ア 教科の取り出し指導
実施校	兵庫県立加古川南高等学校	神奈川県立座間総合高等学校	東京都立一橋高等学校
教科・科目等	学校設定科目 1年 言語文化 2年 日本事情 3年 日本探究	各教科の必修科目 1年:現代の国語 科学基礎 2年:古典A、保健 3年:現代文B、政治経済 等	国語と社会 1年:現代の国語、歴史総合 2年:国語総合、世界史A 3年:日本史A
指導・支援内容	<b>言語文化</b> 家庭基礎、保健、生物基礎、情報、現代の国語等の重要語句の学習 <b>日本事情</b> 世界史A、地理A、保健の重要語句の学習 <b>日本探究</b> 現代マナーの専門用語	<b>理科</b> ・実験を多く行う ・母語で説明させて、理解を確かめる。 <b>保健</b> ・生きていく上で大切な内容に絞って実施 例「病院で何科に行くか」	<b>社会科</b> (歴史総合・世界史A・日本史A) ・反転授業 ・内容の精選(未習の場合は中学校の内容も) ・ルビ振り、母語訳 ・ワークシート(穴埋め+自身の意見を述べる欄) ・漢字語句の読み書き学習

# 第5章 外国人生徒等のためのキャリア教育

## 1 外国人生徒等のキャリア教育において配慮すべき点

- ①情報 国内の進路については、日本語での情報が多いために、関連する情報を入手することは難しいこと
- ②相談相手 就業・進学に関して、相談や助言を得る相手が身近にいない可能性があること
- ③社会的経験 移動の経験や家庭の事情などで社会的な経験がとぼしく、就業、進学に関する限定的なイメージしかもっていないこと
- ④文化的背景 進路に対する考えの違いが、家族(親)と生徒の間の文化的認識によるものである場合、相互理解が困難であること
- ⑤法制度 進路の問題を、在留資格との関係で検討する必要があること

(ガイドライン案 p.47)

## 2 キャリア形成を支援するための活動例

- ① 就業や進学の仕事に関する情報を入手し、その理解を通して進路選択をするための知識を得る。
- ② 職種による仕事の違いなどについて体験談を聞いたり自身で調べたりするなどして、職業観を形成するとともに、経済的自立の意識をつくる。
- ③ 先輩に当たる若者に進路の選択とそのための準備・努力について体験談を聞くなどし、ライフステージを意識して、自身の将来像を具体的に描く。
- ④ 選択した進路を実現するための計画を立て、定期的に相談・助言を受けて調整する。
- ⑤ 多様なキャリア像をもつ同級生やクラスメイトと交流し、社会参画の多様な姿を知る。
- ⑥ 地域の企業・団体等と連携してインターンシップ（職業体験）の機会等をもうけ、働く実感を育む。
- ⑦ 地域産業や労働環境について調べ、その問題解決のために、自分のもつ多様な言語・文化資源を生かして貢献できることを考え行動する。
- ⑧ 国内の外国人労働者に関わる問題について学び、労働環境改善や人権保障に関する知識をもつ。
- ⑨ グローバル化社会の労働人口の移動について調べ、問題解決のための制度や仕組みの必要性を学ぶ。
- ⑩ 出身国・地域の高校生や若者の職業観や就業状況について調べ、将来の居住地と職業的自立との関係について具体的に検討する。

（ガイドライン案 p.47-48）

### 3 事例 ライフマッピング活動 都立一橋高等学校定時制の実践事例

(ガイドライン案 p.53)

#### <活動の目的>

- 来日後高等学校での生活を経験している先輩(大学生や社会人)との交流を通し、これからの人生の方向性を考え、将来像を描く。
- 言語以外の方法(ライフマッピング)でこれまでの歩みとこれからを描いて具体化し、さらにこの地図を囲みながら語り合うことにより、自身の将来像は、可能性としての広がり、そのキャリア選択をする意味を考える。

#### <活動の具体>

- 先輩と高校生の双方が、自らの越境体験をテーマにこれまでの人生を図に描き、それをもとに話し合う。
- どのように自分の強みを利用して困難や課題にチャレンジしたか。どうチャンスを生かしてきたかを語り、Life Mapを描く

# 「特別の教育課程」の導入に当たって

外国人生徒等一人ひとりに対し、教育の個別最適化を実現するために

日本語のみならず、全体的にデザインすることが必要

→ 「個別の指導計画」に日本語指導+キャリア教育・多文化共生教育配置  
一人ひとりの履修計画の作成と履修指導が重要

## 外国人生徒等への支援・指導 (手引案 p.37 一部変更)

修了までの履修計画	「特別の教育課程」における「個別の指導計画」	「特別の教育課程」による日本語の取り出し指導・放課後などの日本語指導
		外国人生徒等を対象にした日本語等に関する学校設定科目での指導 教科の習熟度別の取り出し指導・教科の授業への入り込み指導
		進路指導・キャリア教育、母語母文化教育、多文化共生・社会活動参加への支援
	教科等の学習支援・指導	

市民性を育成し、多様な進路の実現に向け  
受入れ体制づくりを！  
そのためには  
受け入れる学校・社会側の変容が必要  
⇒学校の多様性と包摂性・教育の公正性の実現

---

『手引』『ガイドライン』の最終版は  
3月末に本事業のWebサイトで公開します。  
本日配布した案に関しては、参加者以外への  
提供、転用についてはご遠慮ください。